

# 重要事項説明書

リニエ訪問看護ステーションキッズ府中

〒183-0055 東京都府中市府中町 1-25-29 blooming FUCHU 4A

電話 042-319-1172 FAX 042-319-1173



## 重要事項説明書

2024年6月1日現在

この重要事項説明書は、利用者が訪問看護サービスを受けられるに際し、利用者やその家族に対して当事業所の事業運営規定の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。この内容は重要ですから十分理解されるようお願いいたします。

### 1. 当事業所の概要

#### (1) 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社リニエ R
代表者氏名	代表取締役 谷 隆博
本社所在地	東京都千代田区神田小川町一丁目 8 番地 8 VORT 神田小川町 6F

#### (2) 訪問看護サービス提供事業所の所在地等

事業所名称	リニエ訪問看護ステーションキッズ府中
介護保険指定事業所番号	1363890284
電話番号	042-319-1172
所在地	東京都府中市府中町 1-25-29 blooming FUCHU 4A
管理者	阿波野 春菜
連絡先相談担当者名	電話：042-319-1172 (午前9時30分から午後6時30分土・日・祝日を除く) FAX：042-319-1173 担当：阿波野 春菜
※サービスを提供する地域	府中市、 国立市（一部） 東1～4丁目、富士見台1丁目、谷保 国分寺市（一部） 内藤1～2丁目、泉町1～3丁目、西元町1～3丁目

#### (3) 当事業所の職員体制

職種	人員	
管理者	1名（常勤）	
事務職員	1人以上	
サ ー ビ ス 従 業 者	看護師 准看護師	2.5人以上
	理学療法士	1人以上
	作業療法士	
	言語聴覚士	

#### (4) 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12月30日～1月3日
営業時間	午前9時30分から午後6時30分

## 2. 事業所の運営方針

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 3. 提供するサービスと利用料

### (1) 提供するサービスの内容について

訪問看護サービスの内容	<p>1. ①健康状態の観察（血圧、体温、呼吸、脈拍）②清潔についての指導、援助（清拭、洗髪、入浴介助）③食事についての指導、援助④排泄についての指導、援助⑤褥瘡の予防⑥リハビリテーション⑦ターミナルケア⑧認知症患者の看護⑨本人や家族への療養相談、介護指導⑩服薬指導⑪医療器具等の管理⑫その他必要な療養上の世話</p> <p>2. ①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載。 ②訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護。 （※介護保険での訪問の方） ③訪問看護報告書の作成。</p>
-------------	---

### (2) 利用料

#### ■医療保険(後期高齢者医療・健康保険)による訪問看護

訪問看護を利用できる方	<p>主治医が訪問看護を必要と認めた方</p> <p>1. 介護保険の対象でない(非該当の方)</p> <p>2. 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方・急性増悪等の方</p>
-------------	--

後期高齢医療制度 (75歳以上)	一般	1割
	一定以上所得のある方	2割
	現役並みの所得の方	3割
国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割
	現役並みの所得の方	3割
社会保険	6歳(就学後)～69歳の方	3割
	就学前の乳幼児	2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

### 1. 指定訪問看護療養費

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日程度）

		週3日まで	週4日目以降
基本療養費 (I)	看護師等	5,550円	6,550円
	専門の研修を受けた看護師による場合※	12,850円 (月1回)	
	理学療法士等	5,550円	

基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者）	看護師等	（同一日に2人）	5,550円	6,550円
	理学療法士等	（同一日に2人）	5,550円	
	看護師等	（同一日に3人）	2,780円	3,280円
	理学療法士等	（同一日に3人）	2,780円	
	専門の研修を受けた看護師による場合※		12,850円（月1回）	
基本療養費（Ⅲ）	（在宅療養に備えた外泊時）		8,500円	
難病等複数回訪問加算			1日2回	1日3回以上
	同一建物内1人又は2人		4,500円	8,000円
	同一建物内3人以上		4,000円	7,200円
長時間訪問看護加算	5,200円 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合			
乳幼児加算	1日につき		1,300円	
	別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合 1日につき		1,800円	
複数名訪問看護加算	保健師、助産師、看護師、准看護師（以下看護職員）が看護師等（准看護師除く）と同時に訪問看護を行う			
	同一建物内1人又は2人		4,500円	
	同一建物内3人以上		4,000円	
	看護職員がその他職員と同時に訪問看護を行う（別に厚生労働大臣が定める場合を除く）			
	同一建物内1人又は2人		3,000円	
	同一建物内3人以上		2,700円	
	看護職員がその他職員と同時に訪問看護を行う（別に厚生労働大臣が定める場合に限る）			
		1日1回	1日2回	3回以上
	同一建物内1人又は2人	3,000円	6,000円	10,000円
同一建物内3人以上	2,700円	5,400円	9,000円	
管理療養費	月1日目 7,670円 2日目以降 3,000円			
早朝・夜間加算	2,100円 開始が6時～8時・18時～22時			
深夜加算	4,200円 開始が22時～6時			
退院時共同指導加算	8,000円			
退院支援指導加算	6,000円			
	長時間または複数回の指導の合計が長時間を超えた場合 8,400円			
特別管理指導加算	2,000円			
24時間対応体制加算	6,800円/月			
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問 月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円			
専門管理加算	2,500円（月1回）			
特別管理加算	2,500円または5,000円（月1回）			
在宅患者連携指導加算	3,000円（月1回）			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回まで）			
看護・介護職員連携強化加算	2,500円（月1回）			
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円または10,000円（看取り介護加算等を（施設側が算定）算定している利用者に限る。）			
訪問看護情報提供療養費	1,500円（月1回）			
訪問看護医療DX情報活用加算	50円（月1回）			

訪問看護ベースアップ 評価料（Ⅰ）	780円（月1回）
----------------------	-----------

※悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師

## 2. 精神科訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費にかかわる加算

	週3回目まで 30分以上	週3回目まで 30分未満	週4回目以降 30分以上	週4回目以降 30分未満
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550円	4,250円	6,550円	5,100円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） （同一建物居住者）	同一日 2人	2人 4,250円	2人 6,550円	2人 5,100円
	同一日 3人以上	3人以上 2,780円	3人以上 3,280円	3人以上 2,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定。			8,500円
精神科複数回訪問加算			1日2回	1日3回以上
	同一建物内1人又は2人		4,500円	8,000円
	同一建物内3人以上		4,000円	7,200円
精神科複数名訪問看護加算	保健師または看護師が他の保健師、看護師または作業療法士と同時に訪問看護を行う			
			1日1回	1日2回
	同一建物内1人又は2人		4,500円	9,000円
	同一建物内3人以上		4,000円	8,100円
	保健師または看護師が看護補助者または精神保健福祉士と同時に訪問看護を行う			
	同一建物内1人又は2人		3,000円	
同一建物内3人以上		2,700円		
長時間精神科訪問看護加算	5,200円 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合			
精神科緊急訪問看護加算	2,650円			

### ■介護保険による訪問看護

保険種別等	介護保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方 理学療法士等が行う訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合。

### 【訪問看護3級地加算】

\*利用料の計算：1ヶ月の合計単位に地域別加算（1105/1000）を乗じて算定します。

#### ①看護師が行った場合

	訪看Ⅰ1 (20分未満)	訪看Ⅰ2 (30分未満)	訪看Ⅰ3 (30分～ 60分未満)	訪看Ⅰ4 (1時間～ 1時間30分未満)
基本単位	314単位	471単位	823単位	1,128単位

保険対象費用総額 (=合計単位×3級地 加算 11.05) ※小数点以下切り捨て		3,469円	5,204円	9,094円	12,464円
利用者負担 (介護保険適 用)	1割	347円	521円	910円	1,247円
	2割	694円	1,041円	1,819円	2,493円
	3割	1,041円	1,562円	2,729円	3,740円

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合

		訪看 I 5 (20分)	訪看 I 5×2回 (40分)	訪看 I 5・2超 ×3回(60分)
基本単位		286単位	572単位	771単位
保険対象費用総額 (=合計単位×3級地加算 11.05) ※小数点以下切り捨て		3,160円	6,320円	8,519円
利用者負担 (介護保険適用)	1割	316円	632円	852円
	2割	632円	1,264円	1,704円
	3割	948円	1,896円	2,556円

【介護予防訪問看護 3級地加算】

\*利用料の計算:1ヶ月の合計単位に地域別加算(1105/1000)を乗じて算定します。

①看護師が行った場合

		予訪看 I 1 (20分未満)	予訪看 I 2 (30分未満)	予訪看 I 3 (30分～ 60分未満)	予訪看 I 4 (1時間～ 1時間30分未満)
基本単位		303単位	451単位	794単位	1,090単位
保険対象費用総額 (=合計単位×3級地加 算 11.05) ※小数点以下切り捨て		3,348円	4,983円	8,773円	12,044円
利用者負担 (介護保険適用)	1割	335円	499円	878円	1,205円
	2割	670円	997円	1,755円	2,409円
	3割	1,005円	1,495円	2,632円	3,614円

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合(開始月より12か月以内)

		予訪看 I 5 (20分)	予訪看 I 5×2回 (40分)	予訪看 I 5・2超 ×3回(60分)
基本単位		276単位	552単位	402単位
保険対象費用総額 (=合計単位×3級地加算 11.05) ※小数点以下切り捨て		3,049円	6,099円	4,442円

利用者負担 (介護保険適用)	1割	305円	610円	445円
	2割	610円	1,220円	889円
	3割	915円	1,830円	1,333円

③理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合（開始月より13か月目以降）

		予訪看 I 5 (20分)	予訪看 I 5 × 2回 (40分)	予訪看 I 5 ・ 2超 × 3回(60分)
基本単位		261単位	522単位	357単位
保険対象費用総額 (=合計単位×3級地加算 11.05) ※小数点以下切り捨て		2,884円	5,768円	3,944円
利用者負担 (介護保険適用)	1割	289円	577円	395円
	2割	577円	1,154円	789円
	3割	866円	1,731円	1,184円

\*利用者負担額は保険対象費用総額から保険給付分を差し引いた金額です。

(介護保険対象費用総額(合計単位数 × 地域別加算 11.05) - 保険給付分(9.0割～7.0割)、-公費負担分、-助成減免分、+支給限度額を超えた分)

\*准看護師が行った場合、基本単価の90%に減額されます。

\*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合、60分(3回)の基本単位は訪問看護の場合90%に、介護予防訪問看護の場合50%に減算されたものとなります。

\*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき15単位減算となります。

\*早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%増し、深夜(22時～6時)は50%増しになります。

\*サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

\*衛生材料等は実費をご負担願います。

【その他 加算】

加算	基本単位
初回加算 (I) ・新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日に指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	350単位
初回加算 (II) ・新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対し、病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日の翌日以降に指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	300単位
退院時共同指導加算 ・病院、診療所または介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の方に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初回の指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	600単位



複数名訪問加算（Ⅰ） （2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合）	30分未満1回につき 254 単位 30分以上1回につき 402 単位
複数名訪問加算（Ⅱ） （看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合）	30分未満1回につき 201 単位 30分以上1回につき 317 単位
長時間訪問看護加算	300 単位
緊急時訪問看護加算	600 単位
専門管理加算	250 単位
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位
ターミナルケア加算	2,500 単位（死亡月）
看護・介護職員連携強化加算	250 単位

\* 初回加算（Ⅰ）・初回加算（Ⅱ）・退院時共同指導加算を重複して算定は行いません。

#### ■保険外サービス

保険種別等	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	有料での訪問看護を希望される方
利用料金 看護師が行った場合	個別契約となります 30分未満 5,300円（税込 5,830円） 30分以上60分未満 9,300円（税込 10,230円） 1時間以上1時間30分未満 12,800円（税込 14,080円） ・エンゼルケア （在宅でお亡くなりになられた場合、看護師が訪問しお体の清拭等処置を実施します。） 10,000円（税込 11,000円）
利用料金 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合	個別契約となります 20分 3,600円（税込 3,960円） 40分 7,200円（税込 7,920円） 60分 9,600円（税込 10,560円）

（3）利用料、その他の費用および支払い方法について

##### ①利用料、その他費用の請求

ア. 利用料、その他費用は利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。

イ. 毎月ごとの利用料金等は、利用月の翌月25日頃に請求書をお渡しします。

##### ②利用料、その他の費用の支払い

自己負担金をご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。（銀行及びゆうちょ銀行）

事情によりやむを得ない場合は、現金払いでお支払いいただきます。請求日から20日以内にお支払い頂きますようお願い致します。

上記の利用者1部自己負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。（予防）居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管をお願いします。

#### 4. 主治医による訪問看護指示書について

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。

訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

- ①主治医による訪問看護指示書の発行に際しては指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。
- ②主治医による訪問看護指示書には指示期間(6ヶ月を限度)があり、その期間は主治医により決められます。
- ③主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所において行います。(ただし、更新の意思がなければその旨を申し出て頂ければいつでも中止することは可能です。更新の意思がない場合は、指示期間満了の3週間前までに当事業所にお申し出下さい。)
- ④主治医による訪問看護指示書は更新の都度、指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。

※以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら各医療機関又は当事業所へお問い合わせ下さい。

#### 5. 秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。また、利用者の個人情報、家族情報はあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いませぬ。書類についても注意を払って管理します。

#### 6. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。
- (2) サービス実施日の2日前までにご連絡のないキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなります。

\*ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

期日	キャンセル料
サービス利用日の2日前まで	無料
サービス利用日の前日以降	1提供あたり2,000円

#### 7. 休止・中止

- (1) 休止とは、定期訪問を一時的に中断しサービスの再開の予定がある場合を指します。

休止をされてから1ヶ月以上経過する場合は、サービス再開時に担当者およびサービス提供日時が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

- (2) 中止とは、定期訪問を中断し、サービスの再開の予定がない場合を指します。サービス再開をご希望時に再度、重要事項の説明および契約書の締結が必要となる場合があります。

## 8. 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行うサービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。

また、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

## 9. 虐待・身体拘束の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待・身体拘束の防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 倫理綱領、行動規範を作成します。
- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の高揚や、知識や技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 11. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. ご利用にあたってのお願い

健康保険証や高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。

## 13. 訪問看護計画書および報告書の作成について

訪問看護計画書および報告書について、理学療法士等は看護師と連携を図り作成します。

訪問看護サービスの利用開始時において、当ステーション看護師が、利用者の状態等を評価するため、初回訪問をさせていただきます。その後は、介護保険の場合は概ね3ヶ月に一度、医療保険の場合は利用者の状態変化等に合わせ、看護師が訪問し、状態の評価をいたします。

また、理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問させていただきます。

#### 14. 事業者からの解約について

(1) 事業者は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、なんらの通知および勧告を要せずただちに、この契約を事業者より解約させていただきます。

- ①暴言・暴行・暴力・性的嫌がらせがあったとき
- ②業務を妨げる過剰な要求があったとき
- ③その他著しく常識を逸脱する行為があったとき

(2) 訪問看護費等の支払い遅延に関する解約について  
ご利用者が、この契約に定める訪問看護費などの支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による支払い催告を行なったにもかかわらず、14日以内にその支払いがなかった場合にはこの契約を事業者より解約させていただきます。

## 15. サービス提供に係わる苦情・要望・相談などの窓口

事業所の窓口	事業所名	リニエ訪問看護ステーションキッズ府中
	苦情相談窓口 責任者	阿波野 春菜
	所在地	東京都府中市府中町 1-25-29 blooming FUCHU 4A
	電話番号	042-319-1172
	受付時間	午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分（土・日・祝日を除く）
市町村の窓口	名称	府中市役所 福祉保健部高齢者支援課 介護サービス係
	所在地	東京都府中市宮西町 2-24
	電話番号	042-335-4470
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
市町村の窓口	名称	国立市役所 健康福祉部 高齢者支援課
	所在地	東京都国立市富士見台 2-47-1
	電話番号	042-576-2111
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
市町村の窓口	名称	国分寺市役所 介護保険課
	所在地	東京都国分寺市戸倉 1-6-1
	電話番号	042-325-0111
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
市町村の窓口	名称	東京都国民健康保険団体連合会
	所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 11 階
	電話番号	03-6238-0011
	受付時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで
国保の窓口	名称	東京都国民健康保険団体連合会
	所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 11 階
	電話番号	03-6238-0011
	受付時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

**訪問看護及び介護予防訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などはサービス提供担当者か上記窓口までお申し出下さい。**

## 16. 契約期間と解約について

この契約の有効期間は、本契約書締結の日から 1 年とします。

利用者から、解約のお申し出がない場合は、契約期間は自動更新されるものとなりますが、利用者はいつでも解約することが出来ます。

## 17. 緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は、訪問看護の提供を行なっている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに、主治医、救急隊、家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業者などに連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。なお、サービス提供・主治医及び医療機関との連携の過程において、緊急時の本人以外の連絡先として以下の連絡先等を本人の契約の有効期間中用いらさせていただきます。

利用者の 主治医	氏名		
	医療機関名称		
	所在地		
	電話番号		
緊急連絡先 ①	氏名		続柄
	住所		
	電話番号		
緊急連絡先 ②	氏名		続柄
	住所		
	電話番号		

年 月 日

\_\_\_\_様 の訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目 8 番地 8  
 VORT 神田小川町 6F  
 名称 株式会社リニエ R  
 代表者名 代表取締役 谷 隆博



事業所 名称 リニエ訪問看護ステーションキッズ府中

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

利用者 署名 \_\_\_\_\_

(代理人) 署名 \_\_\_\_\_